

令和7年旭市議会第2回定例会委員会会議録目次

建設経済常任委員会 令和7年6月18日（水）

付議事件	1
出席者	1
欠席委員	1
傍聴議員	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	1
開会	3
議案の説明、質疑	4
議案の採決	8
閉会	9

文教福祉常任委員会 令和7年6月19日（木）

付議事件	1 3
出席者	1 3
欠席委員	1 3
傍聴議員	1 3
説明のため出席した者	1 3
事務局職員出席者	1 4
開会	1 5
議案の説明、質疑	1 7
議案の採決	1 7
請願の審査	1 8
請願の採決	2 9
閉会	3 0

総務常任委員会 令和7年6月20日（金）

付議事件	3 3
出席者	3 3
欠席委員	3 3
傍聴議員	3 4
説明のため出席した者	3 4
事務局職員出席者	3 4
開会	3 5
議案の説明、質疑	3 7
議案の採決	4 3
閉会	4 5

建設経済常任委員会

令和7年6月18日（水曜日）

建設経済常任委員会

令和7年6月18日（水曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 1 号 令和7年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項

議案第 4 号 旭市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例及び旭市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について

出席者（7名）

委員長 永井孝佳
委員 向後悦世
委員 片桐文夫
議長 飯嶋正利

副委員長 井田孝
委員 宮澤芳雄
委員 戸村ひとみ

欠席委員（なし）

傍聴議員（2名）

議員 松本源太郎

議員 伊場哲也

説明のため出席した者（16名）

副市長 柴栄男
商工観光課長 金杉高春
建設課長 齊藤孝一
上下水道課長 向後哲浩
その他担当職員 8名

環境課長 大八木利武
農水産課長 伊藤弘行
都市整備課長 飯島和則
農業委員会事務局長 金谷健二

事務局職員出席者

事務局 長 穴 澤 昭 和
副 主 幹 加 瀬 哲 也

事務局 次 長 菅 晃

開会 午前10時 2分

○委員長（永井孝佳） 皆様、おはようございます。

シェイクアウト訓練のご協力、ありがとうございました。飯嶋議長も大きな体を小っちゃくしてここにもぐっていただき誠にありがとうございます。

クールビズ期間中でもありますので、委員会室内では上着を脱ぐなどして調整していただきたいと思います。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたします。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

本日、飯嶋議長にご出席いただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

飯嶋議長。

○議長（飯嶋正利） おはようございます。委員の皆さん、執行部の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

本日は、付託いたしました2議案について審査をしていただくことになっております。どうぞ慎重なる審議をお願いいたしまして、簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。

それでは、永井委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（永井孝佳） 飯嶋議長、ありがとうございました。

議案説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、柴副市長よりご挨拶をお願いいたします。

柴副市長。

○副市長（柴 栄男） 改めまして、おはようございます。

本日は、建設経済常任委員会の開催、大変お疲れさまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案は2議案でございますが、その内訳でございますが、予算関係が1議案で、議案第1号、令和7年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち建設経済常任委員会の所管事項、次に条例関係が1議案で、議案第4号、旭市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例及び旭市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からの質疑に対し、簡潔・明瞭に答弁するよう努

めてまいりますので、何とぞ全議案可決くださいますようお願いを申し上げます。

また、本日は、人事異動後、初めての委員会でございますので、担当課長の紹介をさせていただきますと思いますが、委員長、よろしいでしょうか。

○委員長（永井孝佳） よろしく申し上げます。

○副市長（柴 栄男） ありがとうございます。

それでは、順次、自己紹介をさせますので、よろしくお願いいたします。

○建設課長（齊藤孝一） 建設課長の齊藤孝一と申します。よろしくお願いいたします。

○環境課長（大八木利武） おはようございます。環境課長の大八木利武と申します。よろしくお願いいたします。

○上下水道課長（向後哲浩） おはようございます。上下水道課長の向後哲浩と申します。よろしくお願い申し上げます。

○都市整備課長（飯島和則） 都市整備課長の飯島和則と申します。よろしくお願い申し上げます。

○商工観光課長（金杉高春） 商工観光課長の金杉高春と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○農水産課長（伊藤弘行） 農水産課長の伊藤弘行と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○農業委員会事務局長（金谷健二） 農業委員会事務局長の金谷健二と申します。よろしくお願い申し上げます。

○副市長（柴 栄男） それでは、以上となりますので、本日はよろしくお願いいたします。

○委員長（永井孝佳） ありがとうございました。

議案の説明、質疑

○委員長（永井孝佳） ただいまから、本委員会に付託されました2議案の審査を行います。

初めに、議案第1号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

環境課長。

○環境課長（大八木利武） それでは、議案第1号、令和7年度旭市一般会計補正予算の議決について、補足説明を申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算書の4ページをご覧くださいと思います。

第2表、繰越明許費になります。

4款1項保健衛生費、環境衛生対策推進事業1,413万8,000円ですが、当初予算で計上しました塵芥車、ごみ収集車ですね。パッカー車と言われるものですが、こちらの更新につきまして、年度内の納車が困難となったことから、繰越明許費を設定するものでございます。

現在の車両が平成22年3月の初年度登録から15年を経過し、経年劣化が進んだことから、令和7年度の当初予算に計上したところでございます。

当初、年度内の納入を見込みまして4月に入札を行いましたが、応札者がなく、不調となりました。

入札終了後、販売事業者へ事情を伺ったところ、コロナ禍以降、ベース車両となる2トントラックの新車が受注生産となったことに加えまして、いわゆるごみを積み込むパッカー部分、こちらの架装メーカーにおきまして、人材不足、材料不足も影響しまして、従前に比べて納期が半年から1年ほど長くなるということで、年度内の納車が見込めないためというふうなお話でございました。

このような事情を鑑みまして、納入期限のほうを令和8年度まで延長できるよう、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

以上で、議案第1号の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（永井孝佳） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。

戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 今のパッカー車のことなんですが、よろしいでしょうか。

いわゆる建築業界とか、もろもろのところで起こっているような、工事が年度内にできないとか、あと応札する人もいないとか、そういう状況がまさにパッカー車にも当てはまるのかなと思うんですけれども、8年度いっぱいまでの繰越しをということなんですけれども、見込みは大丈夫なのかどうかということと、あと、それ以外にでも更新しなければいけないパッカー車とかがあると思うんですが、その計画をもしかするとちょっと見直さなければいけないのかなと、発注自体を早くしなければいけないのかなとか、そういう懸念が私はあると思うんですけれども、そのあたり、どうなんですかね。

実際に繰越明許になったことで、当てにしていたパッカー車が担うごみの収集部分というんですか、それに対しての影響というのはないのかどうか。お願いします。

○委員長（永井孝佳） 戸村委員の質疑に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（大八木利武） お答え申し上げます。

見込みといたしましては、今、補足説明で申し上げましたけれども、半年から1年程度ということです。

今般4月に入札したのも、やはりぎりぎりというようなお話もございましたので、第1回目の入札に間に合うように準備をして執行したんですが、残念ながら応札がなかったということで、ですので、これ以上また入札し直しても年度内は無理ということで、今回設定をさせていただきました。

ですので、なるだけ早い時期にまたもう一度、入札をかけるなりをさせていただければ8年度中には何とかおさまるだろうという見込みで、今回やらせていただいたところでございます。

あと、それ以外の車両ということなのですが、市ではパッカー車が1台なので、今回の車両、まだ、取りあえずは今もう30万キロメートルを超えているんですけども、大事に直しながらやっています。今のところは順調に乗れていますので、軽い修理とかがあれば、それは対応しますけれども、もちろん新しい車が来るまではしっかりもたせるように大事に管理はしていきたいと思っております。

ですので、1台ということで、今、新しい車両がもし来るまでの間はこれで担いますので、ごみの収集等に関する影響はないというふうに考えております。

○委員長（永井孝佳） ほかに質疑はありませんか。

向後委員。

○委員（向後悦世） 新しいパッカー車が納車になった場合に、現行のパッカー車はどのように処分するのか、お尋ねしたいと思います。

○委員長（永井孝佳） 向後委員の質疑に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（大八木利武） 取りあえず、下取りというような形で売却できるものであれば、そういうふうな形に持っていければと考えております。

○委員長（永井孝佳） 向後委員。

○委員（向後悦世） 分かりました。下取り、なるだけいい条件で引き取ってもらえばいいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（永井孝佳） ほかに質疑はございませんか。

井田委員。

○委員（井田 孝） ごみ収集車なんですけれども、基本的に外注、委託していると思うんですが、市で所有するごみ収集車はどういう用途に使うのか、お聞かせください。

○委員長（永井孝佳） 答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（大八木利武） お答え申し上げます。

公共施設や小・中学校、保育所といった、あと公民館等の収集をローテーションで回っているような形を取っております。

また、あと、各町内におきまして草刈りであったりとか、あと不法投棄のパトロールであったものとか、そういったものを収集することで、ほぼ毎日出動しているような状態でございます。

○委員長（永井孝佳） よろしいですか。

井田委員。

○委員（井田 孝） 今、直接関係ないんですけれども、今回の議案で、消防車両とかの購入で議会の承認をもらうじゃないですか。物品購入で議会承認をもらうというのは幾ら以上とか、金額があればちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（永井孝佳） 答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（大八木利武） 条例によりまして、物品の購入の場合2,000万円以上ということとなっておりますので、よろしくお願いします。

○委員長（永井孝佳） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（永井孝佳） 特にないようなので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第4号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

上下水道課長。

○上下水道課長（向後哲浩） 議案第4号につきましては、本会議の補足説明並びに議案質疑でご説明したとおりでありますので、加えての説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（永井孝佳） それでは、議案第4号について、質疑がありましたらお願いいたします。

(発言する人なし)

○委員長（永井孝佳） 大丈夫ですか。

特にないようですので、議案第4号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（永井孝佳） これより、討論を省略して議案の採決をいたします。

議案第1号、令和7年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（永井孝佳） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、旭市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例及び旭市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（永井孝佳） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（永井孝佳） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午前10時15分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 永 井 孝 佳

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

令和 7 年 6 月 1 9 日（木曜日）

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

令和7年6月19日（木曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 1 号 令和7年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項

《付託請願》

請願第 2 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願

請願第 3 号 「国における2026年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する
請願

請願第 5 号 訪問介護基本報酬の見直し・改善を求める請願

出席者（8名）

委員長 島 田 恒

副委員長 伊 藤 春 美

委 員 松 木 源太郎

委 員 飯 嶋 正 利

委 員 宮 内 保

委 員 伊 場 哲 也

委 員 常世田 正 樹

副 議 長 片 桐 文 夫

欠席委員（なし）

傍聴議員（1名）

議 員 崎 山 華 英

説明のため出席した者（20名）

教 育 長 向 後 依 明

保険年金課長 大 網 久 子

健康づくり課長 黒 柳 雅 弘

社会福祉課長 向 後 利 胤

子育て支援課長 八 馬 祥 子

こども家庭課長 石 橋 康 司

高齢者福祉課長 椎 名 隆

教育総務課長 飯 島 正 寛

生涯学習課長 江波戸 政 和

スポーツ振興
課 長 林 甲 明

その他担当
職員 10名

事務局職員出席者

事務局 長 穴 澤 昭 和

事務局 次長 菅 晃

副 主 幹 加 瀬 哲 也

開会 午前10時 0分

○委員長（島田 恒） おはようございます。

大変暑い中、お忙しい中、ご苦労さまです。

ここの数日間、梅雨に入ってもこういうような天気で、私の周りの農家の方々と話すこともあるんですけども、もう朝の5時から暑いのを避けて入っても30度というときもあるということです。まだまだ皆さんも体が慣れていないということかと思いますので、十分お気をつけいただきたいと思いますし、また今クールビズの期間中でもありますので、この委員会室内では上着を脱ぐなどして調整をしていただきたいと思います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開催いたします。

本日、片桐副議長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○副議長（片桐文夫） おはようございます。

委員の皆さん、ご苦労さまでございます。

今、委員長のほうからあったように、連日暑い日が続いていますので、体には十分注意してもらってやっていただきたいと思います。

本日は、付託されました1議案と請願3件について審査をしていただくことになっております。どうぞ慎重なるご審議をお願いいたしまして、簡単ではございますけれども、挨拶に代えさせていただきます。

それでは、島田委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（島田 恒） ありがとうございます。

それでは、議案説明のため執行部の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して向後教育長よりご挨拶をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○教育長（向後依明） おはようございます。

本日は、文教福祉常任委員会の開催、大変お疲れさまでございます。日頃より委員の皆様には多方面にわたりご指導、ご支援をいただき、誠にありがとうございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案は1議案でございまして、議案第1号、令和

7年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち文教福祉常任委員会の所管事項でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からの質疑に対して簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案可決くださいますようお願い申し上げます。

また、本日は人事異動後、初めての委員会でございますので、担当課長の紹介をさせていただきますと思いますが、委員長、よろしいでしょうか。

○委員長（島田 恒） よろしくお願いいたします。

○教育長（向後依明） それでは、順次自己紹介させますので、よろしくお願いいたします。

○教育総務課長（飯島正寛） 教育総務課長の飯島正寛と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○社会福祉課長（向後利胤） 社会福祉課長の向後利胤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○保険年金課長（大網久子） 保険年金課長の大網久子と申します。どうぞよろしくお願い致します。

○健康づくり課長（黒柳雅弘） 健康づくり課長の黒柳雅弘と申します。よろしくお願い致します。

○子育て支援課長（八馬祥子） 子育て支援課長の八馬と申します。よろしくお願いいたします。

○こども家庭課長（石橋康司） こども家庭課長の石橋康司と申します。よろしくお願いいたします。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 高齢者福祉課長の椎名隆と申します。どうぞよろしくお願い致します。

○生涯学習課長（江波戸政和） 生涯学習課長の江波戸政和です。よろしくお願い致します。

○スポーツ振興課長（林 甲明） スポーツ振興課長の林甲明と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（島田 恒） 皆さん、今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、ありがとうございました。

議案の説明、質疑

○委員長（島田 恒） ただいまから本委員会に付託されました1議案の審査を行いたいと思います。

議案第1号中の所管事項について補足説明がありましたらお願いいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） 議案第1号につきましては、本会議において補足説明を申し上げたとおりでありますので、加えての説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（島田 恒） それでは、議案第1号について質疑がありましたらお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田 恒） よろしゅうございましょうか。特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（島田 恒） これより討論を省略して議案の採決をいたします。

議案第1号、令和7年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（島田 恒） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（島田 恒） ありがとうございます。ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

ここで執行部は退室していただいて結構です。よろしくお願いします。

大変ご苦労さまでした。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちいただきたいと思います。

休憩 午前10時 5分

再開 午前10時 7分

○委員長（島田 恒） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

請願の審査

○委員長（島田 恒） 次に、請願の審査を行います。

去る6月11日の本会議におきまして、本委員会に付託されました請願は請願第2号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願、請願第3号、「国における2026年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願、請願第5号、訪問介護基本報酬の見直し・改善を求める請願の3件であります。

初めに、請願第2号、請願第3号について審査を行いますが、毎年同様の請願が提出されており、関連がありますので、一括して紹介議員より、昨年と比較して変更点等ございましたら説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

自席での説明をよろしくお願いいたします。

マイクをどうぞ。

○紹介議員（伊場哲也） ひとつ審査のほうをよろしくお願いいたします。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書、この意見書の採択に関する請願ということで、それこそ毎年度、請願されております。委員長の話にもありましたように、昨年度あるいは一昨年度、これまでと大きく違う点、結論から言って特にございません。

しかしながら、ではなぜ毎年、いわゆる団体から請願が出されるかということですが、これはやはり意見を国のほうに意見書として提出しませんと、いつ何どきこの負担制度というものが崩れるやもしれないという危惧、そういったこともありまして、全国どこでも

同じ水準の教育を保障するためのものでありますよということ。

それから、地方財政の安全のためなんですよ。

そして3点目、国の責任による義務教育の保障、特に憲法第26条で教育を受ける権利というのは、これは保障されているわけですし、やはり国の下支えが絶対必要であると。

2006年からいわゆる国庫負担が2分の1から3分の1へ変わったということで、今言いましたように危惧が全くないわけではないといったようなところから、国のほうに意見書ということで提出をさせていただいていると。

皆様方、文教福祉常任委員会のご理解をいただきながら、今年も出されました請願に対して採択していただくようにということでございます。

請願第2号について、以上でございます。

○委員長（島田 恒） 3号についても続けてよろしくお願いします。

○紹介議員（伊場哲也） 分かりました。

請願第3号、これも例年審査していただいているところでございます。国における2026年度教育予算拡充に関する意見書の提出、これに対しての審査ということでございます。

これも例年審査していただいているとおり、この教育予算拡充意見書の意義というものでございますけれども、まとめると4点、教育環境の改善、2点目、教職員の待遇改善、3点目が教育格差の是正、最後、4点目がやはり未来の子どもたちへの教育の投資であるということ。

現場から上がってきた今年度、昨年度と大きい違いですけれども、これも一般質問の中でも若干言わせていただきましたけれども、教育環境の改善に資するといった意味で、1人P C 1台、そして児童・生徒にはタブレット1台、これを有効利用するためには、やはりW i - F i 環境の整備・充実、そして8年度、来年度には完全に先生方のP Cですとか、あるいは1人1台貸与した子どもたちへのタブレットのいわゆる貸与の変更、機種の変更、貸与の貸し替え、これが予定されているんだそうです。

そういったことで、その後の貸与されてからの教育環境の改善についても非常にやはり予算がかかる、金がかかるといったことなもので、前倒ししながら今年度も2026年度、来年度の教育予算を確実に確保してくださいよといった視点から請願を出しているということでございます。

以上です。

○委員長（島田 恒） 紹介議員の説明は終わりました。

それでは、請願第2号、請願第3号についてご意見がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田 恒） 特にないようですので、請願第2号、請願第3号の審査を終わります。

続いて、請願第5号についてですが、本年第1回の定例会において同様の請願が提出されており、紹介議員も同様でございますので、前回と比較して変更点等がございましたら説明をお願いいたします。

○紹介議員（松木源太郎） 松木が、変更点といってもそんなにないんですけども、今日、先ほど事務局で取り扱っていただきましたけれども、1点は、やはり皆さん方、訪問介護が1行目でどうなっているのかということについて大変ご関心をお持ちであると思うんです。1行目のところで、3年に1度、介護保険というのは制度見直しをしているわけです。それが去年、24年だったわけですね。

2000年から始まっていますから、ですから今年でちょうど25年たつんですね。その中でもって実は真ん中まで大体文書が同じなんですけれども、一つだけご説明しておきたいのは、資料を一つ回します。

○委員長（島田 恒） 資料の配付については許可いたします。

○紹介議員（松木源太郎） ありがとうございます。

○委員長（島田 恒） 配付が終わりましたので、続けてお願いします。

○紹介議員（松木源太郎） ここに書いてある文章を読むよりもこちらを見てもらったほうが分かるんですけども、1枚目が、これは実はテレビを録画してあったのを私が写真を撮ってきたんです。いろんな問題があるんですけども、訪問介護事業所の基本報酬が24年の、ありましたか。すみませんね。4月に改定されて減となっていますね。これは、実は介護保険の報酬全体は少し上げてある。ですから、3月のときには伊藤委員も担当課も上げてありますよということをおっしゃって、確かにそのとおりで、文面的には対象のところが間違っている。

なぜこういうふうになったかという、実際のところは訪問介護の利益率が……

○委員長（島田 恒） 松木委員、マイクをお願いします。

○紹介議員（松木源太郎） 訪問介護の利益率が7.8%から36.7%、赤字になってしまうんです。他の介護サービスの平均は利益率が2.4%なんだけれども、訪問介護は利益率が7.8%を上回るのはどうしてか。これが国会で議論になったわけですね。

その次のページを見てもらうと分かるんですけども、いわゆる利益の二極化を今の介護保険でもたらしめているわけ。利益率が7.8%にもなるのに赤字が4割もあるというのはなぜかといったら、小規模事業者では利用者、職員数が少ない訪問介護専用の業者などで赤字になる。ところが大規模な事業者では、利用者、職員数が多い。高齢者住宅や訪問介護兼業などで黒字である。

つまり介護保険の事業者が二極化してしまっているわけなんです。ですから、片方では大赤字が出ていて、もう廃業するところがどんどん出ているという、3月のときに皆様方へお話ししましたよね。ところが大規模な事業者では、大変黒字になっている。黒字のほうだけ国は見て、じゃ、減らそうじゃないかとなったわけです。国会でも。

いろんな議論があったんですけども、結局そういう法律をつくってしまって、今1年たって自民党の方も、与党の方もこれではしょうがない。なぜしょうがないとなったのかというと、実は今年は700万人と言われている年代の方々が、要するに大量に70歳近くになってきているわけだ。その方たちがこのままこの体制でもっていったらば、国が介護保険は保険料を2倍も3倍もしなければならないという事態になっている。そういう事態になっているので、これをぜひもう一回見直してもらいたい、こういうのが今回の請願の趣旨なんです。

ですから、もう国会は終わってしまいますけれども、次の国会が開かれたときには、来年に向けてかなり自民党も与党の方も、それから野党も含めて、介護保険をどうするかという大議論になってくるのではないかと思います。そのためには、やはり地元の声を国に届けておかなければいけない。そういう趣旨でもって、私と伊場議員でもってもう一度皆さん方にお願ひしたいということをもって請願の採択をして、意見書を上げさせていただきたいというところでお願いしたわけです。

以上です。

○委員長（島田 恒） 紹介議員の説明が終わりました。

それでは、請願第5号についてご意見がありましたらお願いいたします。

飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利） 今、松木議員の説明で、私もたしかテレビのやつを見ていたような気がします。この賃金の上昇と物価高騰から見れば、当たり前の、どこの業種でもそうですよね。上げることに反対はなかなかできないというのが現状だと思うんですが、この見直しがあったということで、どのくらいの見直しがあったのかなというのが一つ私は分からないということで、今まであったものでできれば数字だとかがあればありがたいというふうに

思っていることと、この見直しによって、例えば事業者に不利益があったのか、介護従事者が直接不利益を被っているのか、その辺もちょっと分かればお聞かせいただきたい。

あと、これに伴って報酬の見直しをかけたところにはたしか補助金の加算があったと思うんです、この事業に対しては。それなんかも皆さんの業種の中でそういったものが使われているのかどうかということも一つ大事ではあるのかなと。せつかくそういったものがあるのであれば、報酬の改定等があった場合に事業者の皆さん、そういうものもぜひ利用していただくということも一つではないかなと。

私も確かに松木議員が言うように、規模の小さな業者のほうに不具合があるという制度自体がどうなのかなと。地方に関わりがあるかどうか、いろんな面で本当にあればいいのかなというふうには考えております。

それと、これに関して例えば北総なんかでもいろいろ採択されたところがあったと思うので、その状況なんかも事務局のほうはお知らせいただければありがたいのかなというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○委員長（島田 恒） ありがとうございます。

松木議員。

○紹介議員（松木源太郎） そここまで詳しいことを私は勉強していないんですけれども、実は市内の、担当課では、16施設とか17施設とかあるそうですけれども、そういうところではまだ倒産したところはありません。しかし、もうぎりぎりだと。つまり一番困っているところは、訪問介護をしている事業所なんだ。つまり訪問介護をね。

だから、介護保険でもそうではないところはそんなに困っていないんです。ただ、介護保険の働いている人の給与は、20%か30%平均労働者より低いそうです。それはなぜそんなことになっているかという、私も介護保険が始まったときを知っているんですけれども、25年前に介護保険が始まったときは、いい制度ができた。国と県と市が25%ずつ持って、それで25%は保険者が持つという、4者でもって4分の1ずつ持ってやる制度だということで始まって、それで50代ぐらいのお母さん方が、じゃ、訪問介護者になろうということで、いっぱい講習を受けてなって、それでもって今まで支えてきたわけです。それが今崩壊してしまっているんです。

なぜかという、大体平均、普通の労働者より7万円少ないそうです、給料が。そういうところだから、今入る人がどんどん減ってしまって、若い人が来ないんです。そういうことが結局、今回の報酬改定に影響してきている。

それから、事業の見込みですけれども、この地域ではやはりあと数年したらば介護に来てもらいたいといっても、そういう事業所がなくて来られなくなる時代が来ると思うんです。それで、この前のときも話したように、東京都の世田谷区では、あそこはちょっと有名な人が区長をやっていますけれども、そこではもうそのことを予備として、赤字になるところには赤字になる見込みの金額を事業所ごとに訪問介護は年間10万円とか20万円とか支給するから続けてくださいということをやっているそうです。そういうのがどんどん今増えています。地方の都市でも。

結局100%、25%、25%、25%それから保険者25%でやる。こういうことですけれども、ご覧のように今年も昨日、介護保険なんかのあれが来たりしますと、毎年介護保険料は上がっています。皆さん方、私は年金から引かれるんですけれども、どんどん上がって、そういうことでもう制度そのものを大幅に見直さなければならぬところに来てしまっているんです、残念ながら。

だから、そういうことで説明になったかどうか分かりませんが、制度自体が困難になってきている。これを無理して3年に1度の今までのやり方でやったら駄目だということは、もう政府与党も気がついて、これから参議院選挙が終わって、来年にかけてはかなりこの問題は議論になってくるので、そういう時期にやはり何とかしてくれという地方からの意見は大事ではないかと、そういうことだと思って再度お願いしました。

以上です。

○委員長（島田 恒） 松木委員から答弁いただきました。

そのほか。

どうぞ。

○事務局長（穴澤昭和） 先ほど、北総11市の状況ですけれども、訪問介護の基本方針の関係の請願関係で、北総11市のうち8市がこういった形で提出がありまして、不採択になったケースが、あと議員発議というのもありましたので、それが否決ということになりますけれども、それを含めると5市、採択されたのは2市、継続審査になっているのが1市です。

以上です。

○委員長（島田 恒） ありがとうございます。

不採択5、採択2、その他継続1ね。

飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利） もう松木議員の説明はよく分かって、この間もテレビの中で、一番の間

題は介護する側の人口が私ども、なくなってしまうというのが一番大きな問題でと、確かにその間をつなぐ賃金かもしれないんですが、やっぱり根本的な制度の見直し、人員をどういうふうに配置していこうかということも含めて、今後そういうものもいい形でできるようになっていただければありがたいなど。

今、松木議員が言っているように、私らもう10年とかすればそういう皆さんにお世話になるという可能性はあるわけですからね。ただ、やっぱりその中でももちろん賃金、補助金のアップというのは税金を使うわけですから、どこに税金をとというのはきっちりやっぱりしていったほうが私はいいいのかなというふうに考えていますので、私はこの案件については反対いたしませんけれども、一応そういうふうに考えているということだけお話ししておきたいなというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○委員長（島田 恒） ほかにありませんか。

宮内委員。

○委員（宮内 保） 私もいつだったか忘れてしまったんですけれども、NHKだったか、その辺を忘れてしまったんですけれども、やはり訪問介護ということで報道がありまして、私もそれを見ていて、あれは北海道だったかな。訪問介護が、例えば雪が降ったり、何件もできないとか、旭市辺りはどうだか分からないんですけれども、個々の小規模な介護事業者は大変なのかなというような、私もちょっとそういう気がいたしました。ですから、やはりこれからいろいろ変えていったほうがいいのかなというような私も気がいたします。

以上です。

○委員長（島田 恒） ほかにありませんか。

常世田委員。

○委員（常世田正樹） 何点か松木議員にお伺いしたいんですけれども、在宅でやはり最期を迎えたいという希望はかなり増えているとは思っております。

今回の請願なんですけれども、やはり松木議員が出してくれた二極化というところで、都市部の大規模事業者も一律に見直しをかけていいのかどうか、私はそこに非常に疑問を持っています。

規模の大きさ、あと地方か都市部か、それをきっちり分けて見直しをするのであれば賛成なんですけれども、その点について一括見直しに対する松木議員の見解をお伺いできればと思います。

○委員長（島田 恒） 松木議員。

○紹介議員（松木源太郎） 私も分からなかったんです。これは二極化がすごいらしいんですよ。例えば訪問事業所という、大体ヘルパーが四、五人で一定の地域をカバーするというのが、小さいところはそうなんですけれども、ところが大きいところでは、この写真のように一つの建物があるでしょ。ここでもって介護される人がいっぱいいるでしょ。そういうところを大きいところは受け持っているんだそうですよ。

そうすると、同じ報酬でも、片方の人は大体1日に50件ぐらい回れてしまうわけです。50か所ぐらい。ところが、今宮内委員からお話がありましたけれども、冬場になったら、1日に東北なんかでは何件も回れないわけです。車で行ったり、バイクで行ったりして、それでもってやると。

それから、今は45分単位になってしまったんです。初めの頃は、大体2時間ぐらいあったんだそうです。家事から身体から。それが45分単位でもってやってこいというわけですから、大体回っても5件ぐらいだそうです。それをどういうふうに調整するかというのは、これからの問題だと思います。

これから新しい介護制度というものを、つまり団塊の世代なんかがもう大量に介護を受ける側に回ってくる時期が来ているわけです。そういうときにどういうふうに仕分するかと、私も分かりません。だから、今の25%、25%、25%、25%という、こういう国、市、県それから本人、これが私の介護保険料ですね。これだけではやり切れないから、やっぱり国が何とか対策を立てなければいけないのではないかということが今議論されて、始まっています。

ですから、べらぼうに二極化というのはひどいらしいんですよ。私もそんな大きいところを見たことはありませんけれども、だから地元の方に聞くと、大体45分単位でもってやっているそうです。そうすると、大体5件か6件、1日。そうすると、報酬でいくと二十五、六万円から27万円ぐらい。30万円にはいかないそうです。

そういうようなことでは、ちょっと若い人が入ってこないというんですね。ホームヘルパーになる方も減っていますよ。そういう時代に向けて本当に介護保険をこれからどうするかということを国や都道府県、市町村、真剣に考えなければならない時代に来てしまっているんだと。そういう時期の請願ということになるのかなと私は考えています。

以上です。

○委員長（島田 恒） どうぞ。

○事務局長（穴澤昭和） 今般の請願書の中で請願者のほうから要求されている内容ですけれども、請願項目1というところで、訪問介護基本報酬を地域の実態に見合った見直し、改善

を図るという形の要望が出ております。

以上です。

○委員長（島田 恒） その他ありませんか。

常世田委員。

○委員（常世田正樹） 松木議員、説明ありがとうございます。

もう1点お聞きしたいんですけども、処遇改善加算ということで、小規模事業所に対するケアが今回行われたと思うんですけども、実際、市内16施設、私も知り合いでやはり訪問介護あと訪問看護をやっている方もいらっしゃるんでいろいろ話をお聞きしたんですけども、事業所自体が経営改善に向けてそういった制度であったり、そういったものは実際に利用しているのでしょうか。

○委員長（島田 恒） 松木委員。

○紹介議員（松木源太郎） 法まで取ると分からないけれども、私が知っているところは、生活介護、だからちょっと訪問介護でも介護保険に該当しないものも若干あるんです、ですけどもね。だけれども、一番多いのは生活介護なんです。お年寄りで自分で何もできない方に1週間に2回とか3回とか、毎日ではできませんからね。行ってお部屋の掃除をして1食作るというのが、こういうパターンが大体今まではパターンです。

だから、訪問の看護みたいな形になるとかなり金額的にも取られる、取られるというのはおかしいけれども、かかるということは言われています。どちらを選ぶかという難しい問題があるのではないかなと思いますね。

それから、これの最後の結論は、そこまで私、言うのは駄目だとやらなかったんですけども、将来、結局介護保険の訪問介護なんかは、公務員の形でもってやらないとやっていけないのではないかという結論を出していました。大学の先生が。

なぜかといったら、ここまで言うつもりはなかったんですけども、今の訪問介護の方は民間の方が来て、お願いしますというんだけど、昔は保健婦が来て、それは公務員ですよ。公務員の方が来て、それでもってやるということになると、お願いしますというあれが違うんだそうです、受けるほうが。

だから、将来的にはそういうふうにしないと、この訪問介護というのは伸びていかないし、利用が減っていつてしまうのではないかな。そうすると、今度家庭でもってお年寄りたちをどう見るかという大問題になってくるから、これは本当に変わる時代ですねというふうに言っていました。

今そういう時期に来ているということですね。そういう時期ということ踏まえてこれは書いてありませんけれども、そういう状況だそうです。私が調べたあれではね。

○委員長（島田 恒） そのほかにありませんか。

伊場委員。

○紹介議員（伊場哲也） もし皆さんから質疑がなければ、私、請願で連名で署名していますので、そういった意味から補足説明、これをさせていただきたいということで、委員長、よろしいでしょうか。

○委員長（島田 恒） はい、どうぞ。

○紹介議員（伊場哲也） 3月に請願を出させていただき、不採択という議決をされたわけですね。その後、私、実際に市内にある訪問介護事業所、やっぱり実態を自分自身が理解しなきゃということで、毎週月曜日、午前10時から12時まで、ある訪問介護事業者のところに実際に入って、どういった活動、いわゆる高齢者に対して支援活動をしているのかなということをつぶさに、ずっと自分が実体験しながら、旭市内の先ほど局長が言ってくださった今回の請願の項目、ご覧になっていただけたらと思います。

地域の実態に合った見直し、改善なんですね。旭市はどうなんだということで、結論から言って大変です。具体的な数値、給料ですとか、そういったものを用意しろよと言えば、お願いして用意は、これはもうすぐできます。しかしながら、そういったことよりも実態、例えばざっくりお話ししますと、時給100円なのよと。えっ、と。時給100円ってどういうことということをやり合って、よろしいですか、ちょっと長くなりますけれども。どういうことかといいますと、要は1日24時間365日看護ということなんですよ。

その中で、実際にそういった対象者を施設に預けるとなると、月20万円お金を頂いているんだと。事業者として十分成り立つだろ。ところが、よくよく話を聞きましたら、経営のための家賃を払ったり等々で結局介護、実際に目の前にいる高齢者に対して生活支援、介護をしてくださっている方には、ローテーションを組み合わせるんですけども、トータルして7万5,000円しかあげられないと。ということは1日2,500円。24時間ですから100円なのよというような、雑駁ではありますが、そういう話がありまして、そういう自分が実際経験しながら、今後、旭市内の訪問介護事業者並びに訪問介護を受けたい需要と供給ですね。もう絶対的に担い手の確保は困難であるということは、私自身も痛切に感じております。

やっぱり何といっても在宅介護の基盤を支える。それはやっぱり介護報酬を可能な範囲内で上げてやるということが処遇改善を図るですとか、人材を確保するというのが絶対必要な

んですね。

そういったことで考える。だから請願のほうのサインもしていますし、明日から旭市のほうの介護予防サポーター養成講座と、あさひ輝きアップサポーターと、この講座がいよいよ始まるんですよ。私、それをもう申し込んでありまして、明日、総務常任委員会があるんですが、それは出られません。9時半からこの養成講座が始まりますので、そういった実体験をしていくと、やはり介護現場がどうなのかと、高齢者がどういうことを希望しているのかと、どういう実態なのかと。それに訪問介護の事業者がどう関わっているか等々、やっぱり実体験しますと、これを何とかしてあげないといずれ自分が、自分もそういうところにお世話になるわけですから、今から早め早めに対応策を講じておかないと、結局、ほらよと。

飯嶋委員の先ほどのお話、まだ介護保険を払っていないと。これは払うようになると、毎月、何だ、1万幾ら払っているのかと。

○委員長（島田 恒） 伊場議員、簡潔によろしくをお願いします。

○紹介議員（伊場哲也） 分かりました。

そういうことで、参考までに補足説明をさせていただきましたので、どうぞ採択、審査する一助としていただきたいと。

以上です。

○委員長（島田 恒） 暫時休憩。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時42分

○委員長（島田 恒） 再開いたします。

質問が多岐にわたっていますけれども、改めて委員の皆さんにはお願いしたいと思います。今回の請願については、基本報酬の見直しと改善ということであります。介護制度そのものに対する改善の請願ではないということでお考えいただきたいと思います。

その他ございましょうか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田 恒） 特にないようですので、請願第5号の審査を終了いたします。

請願の採決

○委員長（島田 恒） それでは、討論を省略して採決いたします。

請願第2号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願について、採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（島田 恒） 賛成多数。

よって、請願第2号は採択と決しました。

続いて、請願第3号、「国における2026年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願について、採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（島田 恒） 全員賛成。

よって、請願第3号は採択と決しました。

続いて、請願第5号、訪問介護基本報酬の見直し・改善を求める請願について、採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（島田 恒） 賛成多数。

よって、請願第5号は採択と決しました。

以上で、本委員会に付託されました請願の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告については委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（島田 恒） ありがとうございます。ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

○委員長（島田 恒） 以上で本日の日程は終了いたしました。これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前10時44分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 島 田 恒

総務常任委員会

令和7年6月20日（金曜日）

総 務 常 任 委 員 会

令和7年6月20日（金曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 令和7年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項
- 議案第 2 号 旭市議会議員及び旭市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 号 旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 号 財産の取得について
(救助工作車Ⅱ型 1台)
- 議案第 6 号 財産の取得について
(消防救急デジタル無線装置 一式)
- 議案第 7 号 財産の取得について
(旭市消防団車両(小型動力ポンプ付積載車) 2台)
- 議案第 9 号 専決処分の承認について
(旭市税条例の一部を改正する条例)
- 議案第10号 専決処分の承認について
(旭市都市計画税条例の一部を改正する条例)
- 議案第11号 専決処分の承認について
(旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

出席者（8名）

委員長	景 山 岩三郎	副委員長	崎 山 華 英
委員	木 内 欽 市	委員	伊 藤 房 代
委員	林 晴 道	委員	遠 藤 保 明
委員	菅 谷 道 晴	議長	飯 嶋 正 利

欠席委員（なし）

傍聴議員（２名）

議 員 松 木 源太郎

議 員 常世田 正 樹

説明のため出席した者（１９名）

副 市 長 柴 栄 男
行政改革推進 椎 名 実
課 長
企画政策課長 榎 澤 茂
税 務 課 長 多 田 仁
会 計 管 理 者 戸 葉 正 和
監 査 委 員 杉 本 芳 正
事 務 局 長

秘書広報課長 寺 嶋 和 志
総 務 課 長 向 後 稔
財 政 課 長 池 田 勝 紀
市民生活課長 齋 藤 邦 博
消 防 長 常世田 昌 也
そ の 他 担 当 員 8名
職

事務局職員出席者

事 務 局 長 穴 澤 昭 和
副 主 幹 加 瀬 哲 也

事 務 局 次 長 菅 晃

開会 午前10時 0分

○委員長（景山岩三郎） おはようございます。

委員の皆さんには大変ご苦労さまでございます。そして、副市長はじめ、職員の皆様には、6月定例会、大変お疲れさまでございます。よろしくお願いいたします。

そして、今年の夏は特に暑いようですので、皆さん、体には十分注意して、来るようお願い申し上げます。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

本日、飯嶋議長に出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

飯嶋議長。

○議長（飯嶋正利） おはようございます。

委員の皆さん、執行部の皆さん、大変連日暑い中、大変ご苦労さまでございます。

本日は、付託いたしました9議案について審査をしていただくことになっております。どうぞ慎重なご審議をお願いいたしまして、簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。

それでは、景山委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） ありがとうございます。

議案説明のため、執行部の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、柴副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長。

○副市長（柴 栄男） 改めまして、おはようございます。

本日は、総務常任委員会の開催、大変お疲れさまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、全部で9議案でございます。

内訳でございますが、まず予算関係が1議案で、議案第1号、令和7年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち総務常任委員会の所管事項、次に、条例関係が2議案で、議案第2号、旭市議会議員及び旭市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、次に、財産の取得についてが3議案で、議案第

5号は、救助工作車Ⅱ型1台の取得について、議案第6号は、消防救急デジタル無線装置一式の取得について、議案第7号は、旭市消防団車両（小型動力ポンプ付積載車2台）の取得について、次に、専決処分の承認についてが3議案で、議案第9号は、旭市税条例の一部を改正する条例について、議案第10号は、旭市都市計画税条例の一部を改正する条例について、議案第11号は、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からの質疑に対し、簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案可決、承認くださいますようお願い申し上げます。

また、本日は人事異動後初めての委員会でございますので、担当課長の紹介をさせていただきたいと思いますが、委員長、よろしいでしょうか。

○委員長（景山岩三郎） お願いいたします。

○副市長（柴 栄男） ありがとうございます。

それでは、順次自己紹介させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○総務課長（向後 稔） 総務課長の向後稔です。よろしくお願いいたします。

○財政課長（池田勝紀） 財政課長の池田勝紀です。よろしくお願いいたします。

○企画政策課長（榎澤 茂） 企画政策課長の榎澤茂です。よろしくお願いいたします。

○税務課長（多田 仁） 税務課長の多田仁です。どうぞよろしくお願いいたします。

○秘書広報課長（寺嶋和志） 秘書広報課長の寺嶋和志です。よろしくお願いいたします。

○行政改革推進課長（椎名 実） 行政改革推進課長の椎名実と申します。よろしくお願いいたします。

○消防長（常世田昌也） 消防本部消防長の常世田昌也です。どうぞよろしくお願いいたします。

○会計管理者（戸葉正和） 会計管理者、戸葉正和です。よろしくお願いいたします。

○市民生活課長（齋藤邦博） 市民生活課長の齋藤邦博です。よろしくお願いいたします。

○監査委員事務局長（杉本芳正） 監査委員事務局長の杉本芳正です。よろしくお願いいたします。

○副市長（柴 栄男） 以上となります。

本日はよろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） どうもありがとうございました。

議案の説明、質疑

○委員長（景山岩三郎） ただいまから本委員会に付託されました9議案の審査を行います。

初めに、議案第1号中の所管事項について、補足説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀） 議案第1号につきましては、本会議の補足説明並びに議案質疑で説明したとおりでありますので、加えての説明はございませんので、よろしくお願いします。

○委員長（景山岩三郎） それでは、議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。

崎山委員。

○委員（崎山華英） よろしくお願いします。

補正予算書の11ページ、歳出のほうからご質疑させていただきたいと思います。

2款総務費の11目諸費のほう、説明欄1、2、両方ちょっと質疑があるんですけども、説明欄1、防犯対策事務費のカメラ設置工事に関連する質疑なんですけど、具体的には、防犯カメラというのがどういった場所に設置されているのか、例えば設置してほしいというご要望だったりとか、設置したほうがよいという意見があっても、逆に設置ができないとか、できていない場所というのはあるのか、お尋ねいたします。

説明欄の2のほう、定額減税不足額給付金給付事業2億5,293万1,000円のほうなんですけれども、具体的にこの該当者に対する給付のスケジュールをまず教えてください。

○委員長（景山岩三郎） いいですか。

崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） まず、補正予算書11ページの防犯カメラのほうでございます。

防犯カメラはどういった場所に設置されるのかということですが、こちらにつきましては、基本的に道路上の電柱などに共架して設置する予定でございます。

場所につきましては、基本的には警察署のほうと協議をしまして、警察署のほうで設置したほうがよいという場所に設置をするものでございます。

市民からの要望があっても、できていない場所があるのかということですが、場所につきましては、市民の方から要望があれば、それも踏まえて警察との協議に臨みますが、基本的にはあまり設置の要望というのは、あまりこちらのほうに上がってはきていないとい

うような状況であります。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 税務課長。

○税務課長（多田 仁） それではお答えいたします。

スケジュールということで、議案質疑で回答させていただいた部分とちょっと重複してしまうかもしれませんが、ご了承ください。

まず、今現在税務課のほうで事務スケジュールを進めておりまして、7月の下旬に対象となる方につきましては、通知のほうを発送する予定で進めております。

この中で、まず、口座のほうが登録がある方、これ前回の6年度の調整給付金の対象であった方、あるいはマイナンバーの公金受け取り口座、こちらのほうを登録している方につきましては、お知らせをさせていただきまして、この口座に振り込んでよろしいでしょうかという確認書という形で送らせていただきます。

それから、口座登録のない方につきましては、昨年と同様、口座振込のほうの情報をご返送くださいということでお知らせをさせていただきまして、その後、その内容が戻ってきまして、確認させていただいた後に、改めまして、この口座のほうにいついつ振り込ませていただきますというお知らせを発送させていただく予定です。

実際の振り込みの開始の時期ですが、1回目が8月の下旬を予定しております。その後、口座が確認できた方から順次速やかに手続を行いまして、月に2回程度、振り込みの手続をさせていただきまして、12月1日までの完了を目指して進めたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 崎山委員。

○委員（崎山華英） ありがとうございます。

防犯カメラについては大丈夫です。ありがとうございます。

定額減税不足額給付金給付事業について再質疑なんですけれども、この給付金本体以外の事業費が2,195万1,000円かかるということなんですけれども、その中の内容、具体的にどのようなものなのか、教えてください。

これ全部国庫支出金で事業費を賄っていると思うんですけれども、去年も同様なことを聞いたかもしれないんですけれども、職員の事務負担など、ここには出てこない市職員の直接的な負担というのがどういうものなのか、お答えいただければと思います。

○委員長（景山岩三郎） 崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（多田 仁） それでは、再質疑にお答えいたします。

内容ですけれども、まず、給付金というものが2億3,098万円ということで計上させていただきます。

その他の事務費の内容ですけれども、トータルで2,195万1,000円ということで、内訳ですが、事務用の消耗品ですとか印刷製本費、それから、これは案内の発送に伴う通信運搬費ですね。それから、実際に振り込みするときの手数料というのがかかりますが、こちらのほうも計上させていただいております。

それから、今回のやはり電算システムを使いますので、そちらのシステムの賃借料であったり、それから、崎山委員おっしゃっていた業務の負担ということで、業務委託のほうを考えております。

こちらのほうは、昨年と同様、問合せに対応ということでコールセンターの業務、それから、窓口に来た方の受付、それから、実際に口座振り込みのデータの入力をシステムのほうにさせていただくというようなことを想定しております。

昨年よりも対象者としては減っているんですけれども、やはり通常業務のほかの業務になりますので、その辺は、職員の業務負担は軽減できるように、この業務委託の中で委託してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 崎山委員。

○委員（崎山華英） 分かりました。ありがとうございます。

ついでになんですけれども、昨年見込み給付をして、結果として、今回の不足額とは逆の理由で給付過多になってしまっている人って出ていると思うんですけれども、そういう方が大体どれぐらいいるとか、どれぐらいの金額になっているというのは、市では試算とか、おおよそ推測ってできるものなのでしょうか。

○委員長（景山岩三郎） 答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（多田 仁） それでは、ただいまのご質疑ですが、委員おっしゃるとおり、多くもらっていた方というのは、今回返還を求めないという形になっております。これは国のほうでもそうしなさいということで通知が来ておりまして、ですので、ちょっとその方については、ちょっと市のほうでは把握というか、今回の事務にはちょっと除外されておりますの

で、把握してないところです。申し訳ありません。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） ほかに質疑がございますか。

（発言する人なし）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第2号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 議案第2号につきましては、本会議において補足説明を申し上げたとおりでありますので、加えての説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） それでは、議案第2号について、質疑がありましたらお願いいたします。

崎山委員。

○委員（崎山華英） よろしくをお願いします。

もう既に説明されていたらすみませんが、質疑します。

こちら今回選挙ビラとポスターの単価が改定になっていると思うんですけども、今回のこの改定単価というのが、まず何を基準に改定されたのか、お尋ねします。

○委員長（景山岩三郎） 崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） こちらのポスターやビラなどの選挙公営の単価につきましては、公職選挙法施行令に規定する公営単価につきまして、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律、これに準じまして、人件費や物価の変動等を考慮した考えによって、3年に1度の参議院議員選挙の年に、その基準額の見直しを行うことを例としております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 崎山委員。

○委員（崎山華英） 分かりました。

今回、ビラとポスターだけになると思うんですけども、燃料費とかもかなり今、物価高騰、上がっている中で、選挙運動用の自動車について、旭市の場合、燃料費のほうの公費負担もあると思うんですけども、あと人件費ですとか、そういう中の改定は検討されなかったのか、お尋ねします。

○委員長（景山岩三郎） 崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 公営単価のほうでは、自動車の燃料費や運転手の費用とかも入っているんですが、今回は国のほうの先ほど申しあげました国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律、こちらのほうでは改定がなかったということなので、国に準じた改正ということでございます。

○委員長（景山岩三郎） ほかに質疑はございますか。

（発言する人なし）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第2号の質疑を終わります。

続いて、議案第3号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 議案第3号につきましては、本会議において補足説明を申しあげたとおりでありますので、加えての説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） それでは、議案第3号について、質疑がありましたらお願いいたします。ございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第3号の質疑を終わります。

続いて、議案第5号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

消防長。

○消防長（常世田昌也） 議案第5号につきましては、本会議の補足説明並びに議案質疑で説明したとおりでございますので、加えての説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） それでは、議案第5号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第5号の質疑を終わります。

続いて、議案第6号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

消防長。

○消防長（常世田昌也） 議案第6号につきましては、本会議の補足説明並びに議案質疑で説明したとおりでありますので、加えての説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） それでは、議案第6号について、質疑がありましたらお願いいたし

ます。

(発言する人なし)

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第6号の質疑を終わります。

続いて、議案第7号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

消防長。

○消防長（常世田昌也） 議案第7号につきましては、本会議の補足説明並びに議案質疑で説明したとおりでありますので、加えての説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） それでは、議案第7号について、質疑がありましたらお願いいたします。

(発言する人なし)

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第7号の質疑を終わります。

続いて、議案第9号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

税務課長。

○税務課長（多田 仁） 議案第9号につきましては、本会議において補足説明を申し上げたとおりでありますので、加えての説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） それでは、議案第9号について、質疑がありましたらお願いいたします。

(発言する人なし)

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第10号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

税務課長。

○税務課長（多田 仁） 議案第10号につきましては、本会議において補足説明を申し上げたとおりでございますので、加えての説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） それでは、議案第10号について、質疑がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第10号の質疑を終わります。

続いて、議案第11号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

税務課長。

○税務課長（多田 仁） 議案第11号につきましては、本会議において補足説明を申し上げた

とおりでありますので、加えての説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） それでは、議案第11号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第11号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（景山岩三郎） これより討論を省略して、議案の採決を行います。

議案第1号、令和7年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、旭市議会議員及び旭市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、財産の取得について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、財産の取得について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号、財産の取得について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、専決処分の承認について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり承認されました。

議案第10号、専決処分の承認について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり承認されました。

議案第11号、専決処分の承認について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり承認されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（景山岩三郎） ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

○委員長（景山岩三郎） 以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。皆さん、ありがとうございました。

閉会 午前10時25分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 景 山 岩三郎